

制定 平成22年3月16日  
一部改訂 平成25年1月24日  
一部改訂 平成27年6月30日

**「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の  
適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく**

**高岡・氷見交通圏 準特定地域計画**

**高岡・氷見交通圏準特定地域協議会**

## 目 次

1. 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針
  - (1) 地域におけるタクシーの位置づけ・役割
  - (2) タクシー事業を巡る現状の分析・取組の方向性
2. 準特定地域計画の目標及び目標を達成するために行う事業
  - (1) タクシーサービスの活性化
  - (2) 事業経営の活性化、効率化
  - (3) タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
  - (4) 安全・安心の確保
  - (5) 交通問題、環境問題、都市問題の改善
  - (6) 供給抑制

# 1. 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

## (1) 地域におけるタクシーの位置づけ・役割

### 1) タクシーの位置づけ・役割

タクシーは、鉄道・バス等とともに我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関である。

特に、次のような優れた特性を活かして、一人ひとりの利用者のニーズにきめ細かく、しかも柔軟に対応することができ、地域住民の生活利便の向上、地域社会の活力の維持にも資する公共交通機関である。

- ① 地域社会に密着したドア・ツー・ドアの少人数個別輸送ができる
- ② 面的に移動するため、機動性や移動の自由度が高い
- ③ 深夜など時間を選ばず、いつでも、また、誰もが利用できる 等

また、高齢化社会の進展等、我が国の今後の地域社会の変化に対応する役割が大いに期待される公共交通機関であるとともに、我が国が観光立国を推進する中で、各地の観光交流を支える基盤としての役割なども期待されている。

特に、富山県内においては、多くの観光資源を抱えており、観光客と観光地を直接結ぶ交通モードとしてのタクシーの重要性は極めて高い。タクシーを利用する旅客にとって、運転者の印象が当地そのものの印象とも密接に関係することから、タクシーが地域のイメージの構築に大きく関わっているものと考えられ、その責任の重さは極めて大きい。

このような地域社会におけるタクシーの重要な役割、位置付けに鑑みれば、我が国の地域社会の活力を維持していくためには、それぞれの地域において、タクシーの機能を安定的に維持・活性化していくことが必要である。

## (2) タクシー事業を巡る現状の分析・取組の方向性

### 1) 高岡・氷見交通圏を取り巻く状況

#### ① 規制緩和後のタクシー事業者数・車両数の推移

平成14年2月の道路運送法改正により、新規事業の開始や増車等に

係る参入規制が撤廃された。こうした状況の中で、高岡・氷見交通圏においては規制緩和後からH20年度末までの間に、法人新規事業者が1社増加した一方で既存事業者が2者退出し、車両数については36台減少している状況となっている。

なお、H21年の本協議会設立以降は、事業者各社が44台の減休車を実施した。

#### ②規制緩和後の輸送実績の推移

規制緩和後、輸送人員などの輸送需要の減少には歯止めがかからない状況となっている。

しかし、タクシー車両の実車率は増加に転じ、日車営収は減少を続けてきたが近年は下げ止まりの傾向が見られる。

#### ③タクシー運転者の労働環境

1日1車あたりの営業収入の減少等により、運転者ひとりあたりの賃金は低下する傾向にあったが、日車営収の改善に伴い、賃金も上昇に転じている。また、低賃金を背景に若年労働者の雇用が乏しくなるなど運転者の平均年齢は年々上昇する傾向にある。

#### ④高岡・氷見交通圏における運賃の届出状況（小型車のみ）

高岡・氷見交通圏の全事業者が現在公示している公定幅運賃を採用しており、そのすべてが上限運賃を採用。

### 2) 適正と考えられる車両数

182台～204台

#### ※適正と考えられる車両数

特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドラインにおいて、地方運輸局長は、特定地域及び準特定地域協議会に対して、特定地域及び準特定地域におけるタクシー事業の現状、問題点等を提示するものとし、特に現状を説明する際には、当該特定地域及び準特定地域において適正と考えられる車両数を示すものとする。」こととされている。

### 3) 取組の方向性

高岡・氷見交通圏における上述の状況を踏まえ、当該地域のタクシー事業の適正化、活性化を図るための目標を次章（1）～（6）のとおり

定め、目標を実現するためにタクシー事業者が主体となって取り組むべき活性化事業及びその他関係機関が取り組む施策を記載する。この際、実施主体や実施時期等についても併せ記述することとする。

協議会は、目標の達成状況について検証・評価を行うとともに、タクシー事業者等関係者に対し、目標達成のための事業の進捗を促す。また、協議会に参加していない関係者（構成員以外のタクシー事業者、鉄道事業者、道路管理者等）に対しても、準特定地域計画に定める目標の実現に協力するよう要請することとする。

さらに協議会は、必要に応じて準特定地域計画の見直しを行うものとする。

## 2. 準特定地域計画の目標及び目標を達成するために行う事業

### (1) タクシーサービスの活性化

タクシーの諸問題の中で、最も基本的な原因であるタクシーの輸送人員の減少に対処するためには、利用者に支持されるタクシーサービスを実現することが最も重要な対策である。そのため、安全性、快適性、確実性などに係る利用者のタクシーに対するニーズに合致したサービスの提供を図ることとする。

高岡・氷見交通圏においては、各市街地を中心として、旅行者の移動手段や地域住民の生活の足を提供する公共交通手段として、営業所受けを主に、駅、病院、公共施設、スーパー等を結ぶ重要な役割を果たしている。

平成27年3月14日の北陸新幹線開業により新設された新高岡駅については、市内へのアクセスを含む新駅周辺整備事業が進められており、交通モードとしてのタクシーの重要性は極めて高く、タクシー事業者は地域社会の要請を十分汲み取る努力と、新しい需要、要請に対応する質の高い輸送サービスの向上を目指した活性化策を実施する必要がある。

一方、富山県内並びに高岡・氷見交通圏においては、多くの観光資源を抱えていることから、タクシーは旅行客と旅行地を結ぶ最初の交通手段として、その印象となる機会が多く、そのためタクシー運転者は接客態度、おもてなしの精神（ホスピタリティー）の向上はもとより、観光を始めとする幅広い知識や高付加価値のサービスを求められることとなる。

また、高齢者や障害者等の移動制約者、または、バス路線の存在しない地域においては、目的地までドア・ツー・ドアの輸送に優れるタクシーは、真

に求められる輸送サービスのひとつであり、タクシーに求められる公共交通としての役割は高い。そのため、地域の総合的な交通体系の構築を念頭に、タクシー車両を用いた乗合行為の拡充を図るなど、従来のタクシーやバス運行では対応できない需要、要請に対する取り組みを展開する必要がある。

なお、国土交通省では「利用者によるタクシーの選択性の向上に関する検討委員会」（座長 山内弘隆・一橋大学院商学研究科教授）において提言された、事業者や運転者のサービス水準等に関する評価方法等（ランク制など）について、今後、本検討委員会の報告を踏まえた対策を取ることとする。

〔事業者が実施する活性化事業〕

活性化事業名	具体的な内容	実施主体	実施時期
①サービス向上に関する講習・研修	タクシー事業者・乗務員の講習研修会の実施 乗務員の教育・育成	タクシー協会 タクシー事業者	平成22年～ 【継続】
②優良運転者の育成及び活用の検討	優良タクシードライバーの育成・活用を図るための仕組み等の検討・導入	タクシー協会 タクシー事業者	平成22年～ 【継続】
③乗合タクシーの生活交通への活用	乗合タクシーの生活交通への活用	タクシー協会 タクシー事業者 高岡市 氷見市 射水市	平成22年～ 【継続】
④観光タクシーの導入	新幹線開業を見据えた観光タクシーの導入 富山県観光ガイドドライバーの養成 対応乗務員の育成・拡大	タクシー協会 タクシー事業者 JR 富山県	平成22年～ 【継続】
⑤タクシー利用の拡充	①コンビニやスーパーなどのタクシー乗り場を確保することで利用者利便向上を図る。 ②携帯電話によるタクシー会社の検索を可能とし、利用促進を図る	タクシー事業者 タクシー協会	平成22年～ 【継続】
⑥コンベンションタクシーの推進	コンベンション開催に対応した事業の推進	タクシー協会 タクシー事業者 富山県 高岡市 氷見市 射水市 富山コンベンションビューロー	平成25年～ 【新規】

〔目標達成のための事業〕

①高齢者に対する運賃割引	交通手段の少ない高齢者の利便性向上	タクシー協会 タクシー事業者	平成22年～ 【継続】
②運転免許証返納割引	高齢者による交通事故防止 免許証返納者の利便性向上	タクシー協会 タクシー事業者	平成22年～ 【継続】
③観光ルート別運賃の導入	新幹線開業に伴う観光客の利便性向上	タクシー協会 タクシー事業者	平成25年～ 【新規】

〔その他関係機関が実施する施策〕

施策名	具体的な内容	実施主体	実施時期
利用者に対する意識調査	国土交通省インターネットモニターに対し、タクシー事業、運賃、サービスに関する意識調査を実施。	運輸局・運輸支局	平成22年～ 【継続】

(2) 事業経営の活性化、効率化

高岡・氷見交通圏においても、他都市同様、長期にわたる旅客需要の減少が続き、新規需要への展望が見いだしにくい状況下においては、各社の事業効率性の向上も重要な課題のひとつである。

効率的な事業運営のためには、遊休車両の削減や保有車両の稼働率の向上もさることながら、車両以外の設備（営業所、車庫等）や管理体制そのものの効率化も視野に入れる必要がある。タクシー事業者においては、事業用施設、資材の共用化や共同配車体制の構築、グループ企業間における整備管理の一元化など、複数企業間による協業化や、企業の合併、譲渡譲受の可能性について検討していくこととする。

〔事業者が実施する活性化事業〕

活性化事業名	具体的な内容	実施主体	実施時期
①デジタル式GPS-AVMによる効率的配車	デジタル式GPS-AVMの導入を図るとともにそれを活用した効率的配車	タクシー事業者 タクシー協会	平成22年～ 【継続】

### (3) タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

タクシー事業においては、運転者の賃金として都市部の多くの場合、歩合制が採られており、そのため供給過剰や過度な運賃競争に伴うリスクを相当程度運転者が負わされ、一部においては、長時間労働や時間当たりの賃金額が最低賃金を下回るなど労働条件の悪化等につながるという現象が生じている。

このため、労働基準監督機関においては、法定労働条件の履行確保及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等の周知及び遵守徹底に向け指導強化を図るとともに、事業者、事業者団体、労働者の代表のみならず、各行政機関や地域の関係者もそれぞれの立場から法定労働条件の遵守のほか、労働条件の悪化防止のための必要な対応を図ることとする。

また、現在国土交通省では「タクシー賃金システム等懇談会」（座長 山内弘隆・一橋大学院商学研究科教授）において、タクシー運転手の賃金制度等のあり方について議論されているところであり、今後、本懇談会の報告を踏まえた対策を取ることとする。

#### 〔事業者が実施する活性化事業〕

活性化事業名	具体的な内容	実施主体	実施時期
①運行管理の徹底による労働時間の短縮	デジタルタコグラフなどの活用による労働時間の短縮	タクシー事業者	平成22年～  【継続】
②運転者の安全の確保	防犯仕切板、防犯カメラ及びドライブレコーダー等の普及・導入	タクシー事業者 タクシー協会	平成22年～  【継続】

#### 〔その他関係機関が実施する施策〕

施策名	具体的な内容	実施主体	実施時期
行政処分基準等の改正	・社会保険等未加入事業者に対する処分基準を創設。 ・最低賃金法違反に対する処分基準を創設。	運輸局・運輸支局	平成21年10月～  【実施済】
監督指導の徹底	・最低賃金法、労働基準法等に定める法定労働条件の履行確保及び改善基準の遵守徹底	労働基準監督機関等	平成22年度～  【継続】

自動車運転者時間管理等指導員の活用	・労働基準関係法令及び改善基準の指導	労働基準監督機関等	平成 23 年度 ～ 【新規】
-------------------	--------------------	-----------	-----------------------

#### (4) 安心・安全の確保

公共交通機関として「安全・安心で良質なサービスの提供」を行うためには、安全性の維持・向上について不断の努力を行うことで社会的な信頼を向上していく必要がある。

国土交通省では、事業用自動車による死亡事故・人身事故の半減、飲酒運転ゼロを目差すべく、国、事業者個々が実施すべき施策をとりまとめた「事業用自動車総合安全プラン2009」を平成21年3月に策定したところであり、高岡・氷見交通圏においても当該目標を達成するべく各タクシー事業者が安全対策に取り組むことはもちろんのこと、行政機関等関係者が不断の取り組みを実施する。

##### 〔事業者が実施する活性化事業〕

活性化事業名	具体的な内容	実施主体	実施時期
①運転者登録制度の検討	運転者の資質向上、悪質運転者の排除等	タクシー協会 タクシー事業者 運輸局・運輸支局	平成22年～ 【継続】
②安全マネジメントの実施	評価対象事業者の拡大 安全マネジメントの支援講習の実施	タクシー事業者 運輸局・運輸支局	平成21年10月～ 【継続】

##### 〔その他関係機関が実施する施策〕

施策名	具体的な内容	実施主体	実施時期
処分基準の改正及び監督指導の徹底	・飲酒運転等に対する処分日車数を強化 ・特定地域内の違反に対する処分日車数を加重	運輸局・運輸支局	平成21年10月～ 【継続】

## (5) 交通問題、環境問題、都市問題の改善

高岡・氷見交通圏においては、タクシーの流し営業等は比較的少なく、営業所受けの地域であるが、駅周辺や繁華街においては、待機タクシー車両も見受けられることから、今後の都市計画やタクシー乗場等の環境整備を検討する必要がある。

乗場等の整備は利用者にとって利用しやすく、利用者のニーズに合致したサービスの提供に資するものであることから、事業者団体等においては、行政機関や施設管理者等と連携をしつつ、快適な地域空間の創出等のため、積極的に交通・都市・環境問題に対応していく必要がある。

一方、一部地域においては、タクシーの類似行為（白タク行為等）やタクシーを含む違法駐停車等が行われている状況が見受けられる。こういった違法行為は、交通問題のみならずタクシー事業者への影響や景観・イメージの悪化につながる懸念される。

こういった違法行為の改善については、地域関係者の協力により対策をすすめていく必要があり、これまでも関係機関による取締等が行われているが、今後更に強化し改善に向けた取組みを推進することとする。

また、環境問題に関しては、政府が温暖化対策として、2020年までにCO2排出量を2005年度比で3.8%削減することを目指すことを表明している。こうしたことから、供給過剰状態の解消による実車率の向上や、効率的配車による無駄な走行の削減、環境対応車の積極的な導入等により、政府目標の達成に貢献するよう取り組むこととする。

### 〔事業者が実施する活性化事業〕

活性化事業名	具体的な内容	実施主体	実施時期
①タクシー乗場等の整備・拡充	各市内及び新高岡駅（仮称）におけるタクシー乗場の整備・拡充	タクシー協会 タクシー事業者 施設管理者 各市 県警察本部 JR	平成22年～  【継続】
②違法駐停車車両の排除	渋滞対策や苦情による客待ち違法駐停車車両の排除 街頭指導による違法駐停車車両の排除	タクシー事業者 タクシー協会 県警察本部 運輸支局	平成22年～  【継続】

③タクシー類似行為（白タク行為）の排除	客待ちタクシー類似行為の排除 街頭指導によるタクシー類似行為の排除 運転代行業者に対する指導監督の強化及び厳正な対処	タクシー事業者 タクシー協会 県警察本部 運輸支局	平成22年～  【継続】
④低公害車の導入促進	低公害車普及促進対策費の活用（HV車、電気自動車）	タクシー事業者 運輸局・運輸支局	平成22年～  【継続】
⑤グリーン経営認証の取得	グリーン経営認証の取得及び取得支援講習の実施	タクシー事業者 タクシー協会 運輸局・運輸支局	平成25年～  【新規】

## （6）供給抑制

高岡・氷見交通圏では、第1回協議会において、北陸信越運輸局が参考として公表した適正と考えられる車両数は、182台～204台と提示されている。

### 【参考】高岡・氷見交通圏の車両数

基準車両数（平成26年1月27日、準特定地域指定時）

260台

平成21年9月末車両数 297台

平成24年9月末車両数 266台

平成27年3月末車両数 245台

特定地域及び準特定地域におけるタクシー特措法の活性化事業計画には、活性化事業と相まってタクシー事業の供給輸送力の減少等の事業再構築を定めることができるとされており、また、基本方針には、タクシー事業の需給バランスを改善するためには、需要の減少に歯止めをかけるだけでなく供給輸送力を減少させることも必要であり、適正な競争や利用者利益が確保されることを前提として自主的かつ協調的な減車や休車を推進することが期待されるとされている。

当地域は、北陸信越運輸局が新たに公表した適正と考えられる車両数の範囲外となっているため、引き続き供給過剰状態の解消に取り組むとともに、都市交通問題や地球環境問題、運転者の労働条件の悪化等、諸般のタクシー問題の改善に努めることとする。

タクシー事業者は、2.（1）で掲げた活性化の取組等を通じ需要創出を図ることはもちろんのこと、自主的な自社の車両数の見直し等事業再構築につ

いても検討し、適正車両数の範囲内となるよう努めることとあわせて活性化事業を進めることとする。

ただし、供給力の抑制はタクシー運転者の雇用面にも影響することから、勤務体系の見直しや合理的な配車管理等を通じ、運転者雇用が可能な限り守られるよう努めることとする。

〔その他関係機関が実施する施策〕

施策名	具体的な内容	実施主体	実施時期
新規許可・増車・休車解除に対する需給状況の判断及び審査の厳格化	タクシー適正化・活性化法、及び新規許可、車両の増車に係る関連通達に基づき、年に1回需給状況の判断を実施するとともに、引き続き厳格な審査を行う。	運輸局・運輸支局	平成21年10月～ 【継続】 (※需給状況の判断は平成26年度～)